

請求人 あて

松浦市監査委員 田 中 幹 人
松浦市監査委員 橋 本 真 一

住民監査請求に基づく監査について（通知）

令和8年5月20日に提出されました住民監査請求及び令和8年6月16日に提出されました補正書については、合議により次のとおり決定しましたので通知します。

本件請求は地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。

（理 由）

法第242条第1項は、当該普通地方公共団体の長、執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、当該普通地方公共団体の住民が証する書面を添え、監査を求め、当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる住民監査請求について規定しています。また、同条第2項は、「前項の規定による請求は、当該行為のあつた日又は終わった日から1年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」として、住民監査請求の期間制限について規定しています。

請求人は、令和2年度に行われた市の松浦貯蓄共済協同組合に対する貸付金の支出を違法又は不当な公金の支出と主張していますが、本件請求日（令和8年5月20日）において、当該貸付金の支出があつた日から1年以上経過していることは明らかであり、1年を経過したことについての正当な理由にも該当しません。

したがって、本件請求は、法第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。